



倫理規程

本規程は、本機構の会員、会員チーム関係者(会社役員、GM、部長、選手、コーチ、アシスタント・コーチ、トレーナー、マネージャー等を含む)、理事・監事、各委員会(監督会・部長会を含む)委員(以下、まとめて表示するときは「本機構関係者」という)が、本機構の運営・競技に関与するに際して遵守すべき倫理規程を定めるものである。

第1条(スポーツマンシップとフェア・プレイ精神の遵守)

本機構関係者は、当機構が運営し主催する競技は、関係者の完全な協力によって成立するものであること、競技はスポーツマンシップとフェア・プレイの精神に基づいて闘われるものであること、この精神的理念は競技終了後も尊重されなければならないことを確認する。

第2条(理事・監事、各委員会委員)

- ① 理事・監事、各委員会委員は、本機構全体の運営と発展に寄与すべき善管注意義務を負担する。
- ② 前項の注意義務は、当該役員・委員が、各チーム関係者である場合において、特に留意されなければならない。

第3条(審判の判定の尊重)

- ① 審判の判定や決定は、最終的なものであり尊重されなければならない。
- ② 本機構関係者は、審判の判定や決定に関連して、相手方の如何を問わず訴訟・調停・その他の法的措置を申立ててはならない。但し、当該審判員ら(テーブル・オフィシャルズ、コミッショナーを含む)に、一方のチームからの利益授受など不正行為があったことが客観的証拠により明らかであり、且つ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

第4条(自由闊達な議論の確保)

総会・理事会・部長会その他の委員会においては、構成員相互の信頼に基づき、自由闊達な議論が確保される必要がある。したがって構成員は、その議論の過程を外部に漏洩(但し、関係者に個別に意見を求めることは除く)してはならず、また互いにその言動を対象として訴訟・調停その他の法的措置を申立ててはならない。

第5条(紛争解決)

本機構関係者は、本機構の運営、業務、競技、互いの行動等について、疑義を抱き、あるいはそれらにより損害を被ったと認識したときは、優先的に、本機構内部の紛争解決手続等を通じて解決を求めなければならない。

第6条(制裁)

本規程に違反した本機構関係者は、懲罰の対象とする。

【 制定 】平成28年5月26日

以 上